

の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消す。

平成16年11月29日

熊本県知事 潮谷 義子

商号又は名称 有限会社ワイズコーポレーション
 代表者 米村祐一
 主たる営業所等の所在地 熊本市紺屋町一丁目1番地1
 登録番号 熊本県知事（2）第01993号
 登録年月日 平成14年1月19日

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成16年11月29日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬場 敬次

- 1 開催日時 平成16年12月8日（水）午前10時00分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館8階802会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
 - （1）内水面における漁場計画概要は別表のとおり
 - （2）漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁漁政課内）において閲覧に供する。
- 4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催日時までに提出してください。

なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別表

漁場計画番号 内共第10号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置 熊本県八代郡鏡町大字北新地地先

漁場の区域 第5種共同漁業
八代郡鏡町大字北新地昭和橋から下流の大江湖及びピンヤ
- 2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
ぼら	1月1日から12月31日まで

- 3 関係地区 熊本県八代郡鏡町大字北新地・大字宝出・大字両出・大字貝洲及び大字塩浜
- 4 制限又は条件
 - （1）公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - （2）かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第11号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置 熊本県八代市昭和同仁町・昭和明徴町及び昭和日進町地先

漁場の区域 第5種共同漁業
昭和ダブ
- 2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
ふな	1月1日から12月31日まで

うなぎ 4月1日から11月30日まで

- 3 関係地区
熊本県八代市昭和同仁町・昭和明徴町及び昭和日進町
- 4 制限又は条件
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第12号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域
漁場の位置
熊本県八代郡鏡町・千丁町及び八代市昭和同仁町・昭和明徴町及び昭和日進町地先
漁場の区域
第5種共同漁業
八代郡千丁町大字古閑出八代新地地先第2、第3、第4及び第5大鞆橋から下流の大鞆川
- 2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

- 3 関係地区
熊本県八代郡鏡町大字宝出・両出・貝洲・塩浜・北新地・千丁町及び八代市昭和同仁町・昭和明徴町及び昭和日進町
- 4 制限又は条件
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第13号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域
漁場の位置
熊本県八代郡千丁町大字古閑出・新牟田及び太牟田地先
漁場の区域
第5種共同漁業権
大鞆川 八代郡千丁町大字古閑出八代新地地先第2大鞆橋から上流千丁町大字太牟田県道八代鏡宇土線橋までの大鞆川
支流及び小支流等
八千把川 大鞆川合流点から上流千丁町大字古閑出八千把橋までの八千把川
夜狩川 大鞆川合流点から上流千丁町大字新牟田第二新牟田橋までの夜狩川
江口川 大鞆川合流点から上流千丁町大字太牟田県道八代鏡宇土線橋までの江口川
- 2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

- 3 関係地区
熊本県八代郡千丁町
- 4 制限又は条件
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

熊本県教育委員会公告第46号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。
平成16年11月29日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成16年12月7日(火)午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
 - (2) 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部改正について
 - (3) 熊本県立高等学校教育整備推進協議会について
 - (4) 平成16年度県立学校卒業式告辞について
 - (5) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時30分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時50分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるとときは、午後1時50分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-383-1111 内線 6616)